

南丹市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱(平成18年告示第32号)新旧対照表

現行		改正後(案)	
別表第2(第2条、第4条関係) 不正行為に基づく措置基準		別表第2(第2条、第4条関係) 不正行為に基づく措置基準	
措置要件	期間	措置要件	期間
(贈賄)		(贈賄)	
1 有資格業者等 <sup>*1</sup> が有資格業者の営業 <sup>*2</sup> に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から	1 有資格業者等 <sup>*1</sup> が有資格業者の営業 <sup>*2</sup> に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 市の職員に対する贈賄	24箇月	(1) 市の職員に対する贈賄	36箇月
(2) 府内の他の公共機関 <sup>*3</sup> の職員に対する贈賄	18箇月	(2) 府内の他の公共機関 <sup>*3</sup> の職員に対する贈賄	18箇月
(3) 府外の公共機関の職員に対する贈賄	12箇月	(3) 府外の公共機関の職員に対する贈賄	12箇月
(略)		(略)	
(談合等)	当該認定をした日から	(談合等)	当該認定をした日から
3 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、刑法(明治40年法律第45条)第96条の6又は独占禁止法第89条に規定する罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。		3 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、刑法(明治40年法律第45条)第96条の6又は独占禁止法第89条に規定する罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
(1) 市の発注における談合等	24箇月	(1) 市の発注における談合等	36箇月
(2) 府内における談合等	18箇月	(2) 府内における談合等	18箇月
(3) 府外における談合等	12箇月	(3) 府外における談合等	12箇月
(略)		(略)	
(不正又は不誠実な行為)		(不正又は不誠実な行為)	
(略)		(略)	

<p>(9) 市が発注する工 事等に係る予定価 格及び発注計画等 において、非公表 とされている情報 を不正に入手しよ うとしたとき。</p>	<p><u>3箇月</u></p>	<p>(9) 市が発注する工 事等に係る予定価 格及び発注計画等 において、非公表 とされている情報 を不正に入手しよ うとしたとき。</p>	<p><u>18箇月</u></p>
---	-------------------	---	--------------------